

令和 6 年度県議会広報に係る企画、
媒体制作・媒体制作監理等業務

企画提案審査要領

令和 6 年 2 月
岩手県議会事務局

岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和6年度県議会広報に係る企画、媒体制作・媒体制作監理等業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定は、公募型企画コンペ方式によって行うものとする。

委託候補者を選定するための企画コンペ審査の概要については、次のとおりとする。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画コンペの審査については、審査・選考に係る委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、コンペ参加者から提出された企画提案書等について、別紙4-1「審査項目、審査観点及び配点」に定める審査基準に基づき審査を行い、その結果を県に報告するものとする。

2 審査項目及び配点

配点は100点満点とし、審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

審査項目
(1) 全般（現状分析等）【10点】
(2) 媒体計画【50点】
ア 企画（企画内容の創意工夫、訴求性等）20点
イ 媒体量（媒体量の確保、時間設定等）20点
ウ 総括（費用対効果等）10点
(3) 自由提案媒体（仕様内容の確保等）【10点】
(4) 業務履行能力（組織体制、業務実績等）【20点】
(5) 見積書（積算単価、数量、提案内容との整合性等）【10点】

3 審査方法及び県への報告方法

- (1) 審査は、企画提案書及びコンペ参加者による委員会でのプレゼンテーションに基づいて行うものとする。
- (2) コンペ参加者が6者を超える場合には、委員会の部会において、企画提案書による審査（以下「第1審査」という。）を実施し、上位と評価された6者により、委員会において、企画提案書及びプレゼンテーションに基づく審査を行うものとする。
- (3) コンペ参加者が6者以下であった場合には、第1次審査は実施しないものとする。なお、コンペ参加者が1者のみであった場合にも、委員会において企画提案書及びコンペ参加者によるプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。
- (4) 委員会の委員は、企画提案書及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査基準ごとに評価を行い、審査基準等に評点を記入するものとする。
- (5) (4)の評点の合計点に基づき、委員ごとに上位3者まで順位点（1位-5点、2位-3点、3位-1点）をつけ、それを委員会で合計した総得点により順位をつけて、県に報告するものとする。

なお、総得点が同点の場合には、総評点の高い者を上位者とするものとする。